

2017年10月30日

会社名 SCSK株式会社
代表者名 代表取締役 社長執行役員 谷原 徹
(コード番号 9719 東証第一部)
問合せ先 広報部長 廣瀬 由香
(TEL. 03-5166-1150)

子会社株式の譲渡に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、当社連結子会社である株式会社クオカード(本社:東京都中央区 代表取締役社長:小林 敬史 以下「クオカード」)の全株式を株式会社ティーガイア(本社:東京都渋谷区 代表取締役社長:金治 伸隆 以下「ティーガイア」)へ譲渡すること(以下「本株式譲渡」)を決議し、株式譲渡契約を締結いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 株式譲渡の理由

クオカードは、1995年に「QUO カード」の発行を開始し、以降、全国のコンビニエンスストアや書店、ドラッグストア、ファミリーレストラン、ガソリンスタンドなどで使用することが可能な汎用型のプリペイドカード事業を展開してきました。その結果、「QUO カード」は2017年9月末時点で、加盟店数5万7千店超、累計発行実績1兆円超と多くのお客様にご利用いただいております。

一方、ティーガイアは、1992年の設立以来、中核の携帯電話等販売事業において、リーディングカンパニーとしてのポジションを築き、2000年にコンビニエンスストアにてプリペイド式携帯電話及びプリペイドカードの販売を開始したことを契機に、PINを活用したプリペイド式電子マネーの販売(※1)、ギフトカードの販売(※2)と決済サービスのディストリビューター事業を拡大しており、現在、主要コンビニエンスストアを始めとしてスーパーマーケットやドラッグストアなど、5万7千店超の販売拠点で、多様なお客様のニーズに対応しています。

決済サービス事業を中核事業と位置付けるティーガイアと、クオカードの事業には強い関連性があり、本株式譲渡によってクオカードがティーガイアグループの一員となることは、ティーガイアグループの業容拡大に資するとともに、顧客基盤・事業ノウハウなどの活用によるシナジーを生み出し、クオカードにも一層の発展の機会を提供するものと考えております。

当社は、クオカードの創業以来、長年に渡り、中核事業であるITサービス事業とクオカード事業のシナジーを追求してまいりました。しかしながら、両事業そのものの拡充に資する、大きな成果を上げるには至っておりません。こうした背景の下、当社は当社の事業ポートフォリオの集中と選択の一環として、中核事業であるITサービス事業へより一層の経営資源の集中を図るべく、クオカードの株式をティーガイアへ譲渡することといたしました。

※1 PIN を活用したプリペイド電子マネーの販売・・・コンビニエンスストアに設置されたマルチメディアキオスク端末を介して、インターネット用のプリペイド決済式オンラインマネーPIN(認証番号)を発行し、インターネット用のプリペイド式電子マネーを販売しております。

※2 ギフトカードの販売・・・コンビニエンスストア等の店頭において、スマートフォンやインターネット上でアプリやゲーム内アイテム、音楽等を購入する際に決済手段として使えるプリペイドカードを販売しております。

2. 異動の方法

当社は、ティーガイアに当社が所有するクオカード株式を全て譲渡いたします。

3. 異動する子会社の概要

(1) 名 称	株式会社クオカード		
(2) 所 在 地	東京都中央区日本橋本町二丁目4番1号		
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 小林 敬史		
(4) 事 業 内 容	カード(代金前払方式等)の発行・精算業務並びにカード及びカード関連機器の販売及び保守業務		
(5) 資 本 金	1,810 百万円		
(6) 設 立 年 月 日	1987 年 12 月 4 日		
(7) 大株主及び持株比率	SCSK 株式会社 100%		
(8) 上場会社と当該会社の関係	資 本 関 係	当社は同社株式の 9,160 株に係る議決権 9,160 個(議決権所有割合 100%)を所有しております。	
	人 的 関 係	当社従業員2名が同社取締役を、また当社従業員2名が同社監査役を兼務しております。	
	取 引 関 係	当社は同社に対して人事労務業務、及びネットワークサービス業務を提供しております。	
	関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	当社の連結子会社であります。	
(9) 当 該 会 社 の 最 近 3 年 間 の 財 政 状 態 及 び 経 営 成 績 (単 体)			
決 算 期	2015 年 3 月 期	2016 年 3 月 期	2017 年 3 月 期
純 資 産	8,998 百万円	9,812 百万円	11,018 百万円
総 資 産	92,019 百万円	99,274 百万円	109,338 百万円
1 株 あ た り 純 資 産	982,265.54 円	1,071,204.28 円	1,202,802.41 円
売 上 高	3,379 百万円	3,219 百万円	3,308 百万円
営 業 利 益	265 百万円	231 百万円	280 百万円
経 常 利 益	1,668 百万円	1,617 百万円	1,847 百万円

当 期 純 利 益	720 百万円	853 百万円	1,267 百万円
1 株 当 たり 当 期 純 利 益	78,614.86 円	93,130.64 円	138,324.51 円
1 株 当 たり 配 当 金	－円	－円	－円

4. 譲渡の相手先の概要

(1) 名 称	株式会社ティーガイア	
(2) 所 在 地	東京都渋谷区恵比寿四丁目1番18号	
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 金治 伸隆	
(4) 事 業 内 容	(1) 携帯電話等の販売及び代理店業務 (2) ソリューション、ブロードバンド等通信サービスの販売取次業務 (3) 決済サービスその他新規事業	
(5) 資 本 金	3,154 百万円	
(6) 設 立 年 月 日	1992年2月20日	
(7) 純 資 産	29,389 百万円(2017年3月31日時点)	
(8) 総 資 産	75,282 百万円(2017年3月31日時点)	
(9) 大株主及び持株比率 (2017年3月31日時点)	住友商事株式会社 29.52% 株式会社光通信 15.09% 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口) 1.92% 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口) 1.50% 株式会社インフォサービス 1.44% ティーガイア従業員持株会 0.94% NOMURA PB NOMINEES LIMITED OMNIBUS-MARGIN(CASHPB) (常任代理人 野村証券株式会社) 0.77% 野村証券株式会社 0.66% JPMCB NA ITS LONDON CLIENTS AC MORGAN STANLEY AND CO INTERNATIONAL LIMITED(常任代理人 株式会社みずほ銀行 決済営業部) 0.65% THE BANK OF NEW YORK MELLON 140044(常任代理人 株式会 社みずほ銀行決済営業部) 0.56%	
(10) 上場会社と当該会社の 関 係	資 本 関 係	該当事項はありません。
	人 的 関 係	当社取締役の小池浩之氏が同社取締役を兼任しております。また当社の従業員1名が同社に出向しております。
	取 引 関 係	当社は同社に対してシステム開発・保守業務を提供しております。
	関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	同社は、当社の親会社である住友商事株式会社が親会社であり、関連当事者に該当します。

5. 譲渡株式数、譲渡価額及び譲渡前後の所有株式の状況

(1) 譲渡前の所有株式数	9,160 株 (議決権の数: 9,160 個)(議決権所有割合: 100%)
(2) 譲渡株式数	9,160 株 (議決権の数: 9,160 個)
(3) 譲渡価額	22,500 百万円
(4) 譲渡後の所有株式数	0 株 (議決権の数: 0 個)(議決権所有割合: 0%)

6. 異動の日程

(1) 取締役会決議日	2017年10月30日
(2) 株式譲渡契約締結日	2017年10月30日
(3) 株式譲渡実行日	2017年12月1日(予定)

7. 今後の見通し

2017年4月28日発表の2018年3月期(2017年4月1日～2018年3月31日)の連結業績予想(通期)に与える影響につきましては、本日公表の「特別利益の発生見込み及び連結業績予想の修正に関するお知らせ」の業績予想数値に反映しております。

8. 支配株主との取引等に関する事項

(1) 支配株主との取引等の該当性及び少数株主の保護の方策に関する指針への適合状況

本株式譲渡は、共に住友商事株式会社(以下「住友商事」)が親会社である当社とティーガイアとの間の取引であるため、支配株主との取引等に該当いたします。

また、当社が、2017年8月31日付コーポレート・ガバナンス報告書で示している「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方針に関する指針」は以下のとおりです。

当社は、親会社である住友商事株式会社及びその企業グループとの取引等に関しまして、資本関係のない取引先と通常取引をする場合と同様の条件で行い、少数株主に不利益を与えることのないよう対応します。

本株式譲渡に際しては、下記「(2) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項」及び「(3) 当該取引等が少数株主にとって不利益なものではないことに関する、支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要」記載の措置を講じており、かかる対応は上記指針に適合していると考えております。

(2) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項

当社は、本株式譲渡における譲渡価額の公平性・妥当性を確保するため、譲渡価額の決定に際し、当社、住友商事及びティーガイアから独立した第三者算定機関であるデロイト トーマツ フィナンシャル アドバイザリー合同会社(以下「本算定機関」)に株式価値の算定を依頼し、2017年10月27日付にて、株式価値算定書を取得いたしました。譲渡価額は、株式価値算定結果の範囲内であることを確認の上で、

ティーガイアと協議、合意したものです。

また、当社は、本日開催の取締役会において、小池浩之取締役、御子神大介取締役、爲房孝二取締役及び安齋保則取締役を除く取締役が出席し、本算定機関から提出された株式価値算定書を踏まえ、本株式譲渡に関する諸条件について慎重に検討し、本株式譲渡は当社の企業価値向上に寄与するものであるとともに、本株式譲渡の諸条件は妥当であると判断し、本株式譲渡について全会一致で決議いたしました。なお、当社取締役のうち、ティーガイアの取締役及び住友商事の業務執行者を兼任する小池浩之取締役、並びに、住友商事の業務執行者を兼任する御子神大介取締役、爲房孝二取締役及び安齋保則取締役は、利益相反の疑いを回避する観点から、本日開催の本株式譲渡の承認に関する当社取締役会の審議及び決議には参加せず、当社の立場においてティーガイアとの協議及び交渉にも参加しておりません。また、上記取締役会の決議にあたっては、安齋保則取締役を除く監査等委員である取締役6名(いずれも社外取締役)の全員が、何ら異議なく、本株式譲渡について賛同しております。

以上のことから、当社の取締役会は、本株式譲渡に関する公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置が十分に講じられているものと判断しております。

(3) 当該取引等が少数株主にとって不利益なものではないことに関する、支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要

本株式譲渡は、支配株主との取引等に該当するため、上記指針に基づき、当社取締役会等の諮問機関であるガバナンス委員会に諮問したところ、当社の独立社外取締役3名(矢吹公敏取締役、松田清人取締役及び中村雅一取締役)の常任委員と非常任委員1名(飛松法律事務所:飛松純一弁護士)による審議の結果(なお、ガバナンス委員会の非常任委員である代表取締役谷原徹は、当該審議には参加しておりません。)、ガバナンス委員会より、2017年10月30日付にて、①本株式譲渡を通じてITインフラ、アプリケーション開発、BPO等のITサービス事業への経営資源の集中を図ることが目的とされており、本株式譲渡の目的は合理的である、②本株式譲渡においては、競争入札により譲渡先を選定し、本算定機関から株式価値算定書を取得するとともに、ティーガイアとの協議及び交渉並びに当社取締役会の決議においては、住友商事又はティーガイアとの利害関係を有するとの評価を受ける可能性がある取締役が関与していないことなどから、公正な手続を通じて当社の少数株主の利益に対する配慮がなされている、③本株式譲渡の条件は、本算定機関から提出された株式価値算定書、ティーガイアとの交渉の結果を踏まえたものであり、公正性が確保されている、④本株式譲渡は、当社の事業の選択と集中の一環として行われるものであり、当社の企業価値の向上に資するものである、⑤上記①乃至④その他の事項を踏まえ、本株式譲渡を実行する旨の決議を当社の取締役会が行うことは当社の少数株主にとって不利益なものではない旨の意見を得ております。

以上